

甲府市における自治会への加入促進に関する協定書

甲府市自治会連合会

公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会

甲 府 市

甲府市における自治会への加入促進に関する協定書

甲府市自治会連合会（以下「甲」という。）、公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）及び甲府市（以下「丙」という。）は、自治会への加入促進に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が協力し、自治会への加入を促進することにより、自治会の活動の活性化を図り、よりよい地域社会の形成及び住民の福祉の向上に資することを目的とする。

（役割分担等）

第2条 本協定における甲、乙及び丙の役割は、次のとおりとする。

（1）甲の役割

ア 自治連だよりの発行、自治会加入促進強化月間の実施、自治会加入促進チラシの作成・配付など、自治会への加入促進活動を行う。

イ 乙又は、自治会加入希望者から届いた「自治会加入取次依頼書」に基づき、加入手続きを行う。

ウ 自治会を担う人材の育成、自治会の活動の一層の促進など、自治会の運営の充実・強化を図る。

（2）乙の役割

ア 物件の売買、賃貸借又は仲介等に係る契約者などに対し、自治会加入促進チラシを活用し、自治会への加入勧奨に努め、自治会加入希望者より「自治会加入取次依頼書」の提出を受けた時は、甲に送付する。

イ 会員に対し情報提供を行い、自治会に関する理解を深め、各事業所内に自治会加入促進ポスターを掲示し、加入促進に努める。

（3）丙の役割

ア 転入手続きの来庁者等に加入促進用チラシを配付するとともに、宅地開発許可申請及び建築確認申請時に、事業主、建築主等に加入促進用チラシを配付し、自治会への加入を呼びかける。

イ 甲と連携し、自治会加入促進用チラシの作成・配付を行う。

ウ 市ホームページや広報誌に自治会等の活動状況や加入促進記事を掲載し、自治会未加入者の加入促進に努める。

エ 自治会加入率向上に向け、甲、乙及び丙による意見交換会を行う。

2 甲、乙及び丙は、情報を共有し、及び相互に連携して、自治会への加入促進に向けて必要と認められる取組を行うものとする。

3 甲、乙及び丙は、前2項に掲げる事項を効果的に実施するため必要があるときは、随時協議を行うものとする。

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも更新しない旨の意思表示がないときは、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

本協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、甲乙丙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月27日

甲府市丸の内一丁目18番1号
甲 甲府市自治会連合会

会 長

甲府市下小河原町237番地5
乙 公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会

会 長

甲府市丸の内一丁目18番1号
丙 甲府市

甲府市長